

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「感じるこしかできない『信頼』を形にして、『安心できる社会』を構築する」という基本理念のもとで、経営の効率性、健全性及び透明性の確保と向上を図っております。コンプライアンスを強化しつつ、株主・顧客・企業価値を最大化すべく体制の整備に努めております。具体的には、組織の意思決定プロセスを明確にし、合理性のある業務執行を行うよう「経営戦略会」、「取締役会」を毎月開催しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
熊野 英介	186,470	32.07
アマタ社員持株会	45,430	7.81
松井証券株式会社業務口	26,700	4.59
柴谷 誠	23,500	4.04
エルジーティー バンク イン リヒテンシュタイン	22,500	3.86
福永 秀昭	19,000	3.26
株式会社サステナブル・インベスター	15,100	2.59
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,000	2.23
大阪証券金融株式会社	10,500	1.80
常磐合同産業株式会社	10,100	1.73

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 ヘラクレス
決算期	12月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
竹林 征雄	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
竹林 征雄	_____	竹林征雄氏は、環境分野にて様々な委員会の委員を歴任されるなど長きに亘り活躍されてきました。同氏の広い業界ネットワークや、環境事業への豊富な知見・経験を、外部視点から当社の経営に活かしていただくため

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

竹林征雄氏は、平成20年12月開催の取締役会18回のうち16回に出席し、議案、審議等につき必要な発言を適宜行くと共に、主に当社の環境事業、循環資源に関する事業の構築・維持についての発言を行っております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	設置している
監査役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況 更新

監査役は、会計監査人より監査計画について説明を受けると共に、定期的に監査結果の報告並びに監査状況の説明等を受け、情報の共有を行います。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況 更新

当社は、従業員が少数であることから内部監査専門の部署を設置しておりません。専門の部署はありませんが、社長室が監査役と連携して内部監査の業務を行っております。協議は随時行われており、社内の情報交換も含め、監査計画、監査内容の検討及び監査結果報告等を行っております。

社外監査役の選任状況 <b>更新</b>	選任している
社外監査役の人数 <b>更新</b>	2名

#### 会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中川 雅文	公認会計士				○				○	
名越 秀夫	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) **更新**

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
中川 雅文	——	中川 雅文氏は、公認会計士及び税理士として培われた専門的知識・経験等を監査体制の強化に活かしていただくため
名越 秀夫	——	名越 秀夫氏は、弁護士及び弁理士として培われた専門的知識・経験等を監査体制の強化に活かしていただくため

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項 **更新**

- 平成21年4月1日における社外監査役の他の会社の社外役員の兼任状況は以下の通りです。
- ・中川 雅文 中川公認会計士事務所、サイボウズ(株)(社外監査役)
  - ・名越 秀夫 生田・名越法律特許事務所、ソフトプレーン(株)(社外監査役)

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

平成16年6月30日開催の第27期定時株主総会において、当社及び子会社スミエイト株式会社(平成17年4月1日吸収合併)の取締役、監査役及び従業員(平成16年4月末日までに入社した者)の当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議したものです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員
-----------------	---

#### 該当項目に関する補足説明

ストックオプション付与時、子会社スミエイト株式会社の取締役、従業員であった者については、平成17年4月1日の吸収合併により現在は全員当社の従業員となっております。

### 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

平成20年12月期における当社の社内取締役に対する報酬は119,150千円、社外取締役に対する報酬は1,200千円です。また、監査役に対する報酬は9,360千円です。なお、平成20年12月期末現在の人員は、社内取締役5名、社外取締役1名、監査役2名です。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員に対する専従スタッフはおりませんが、主に管理部が社外取締役を含めた取締役・監査役のサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

当社は監査役制度採用会社であり、取締役6名のうち、社外取締役は1名であります。また、3名の監査役を置いております。取締役の業務執行及び監視は社外取締役が出席する取締役会と監査役会が行っております。また、経営の意思決定が組織的な活動としてタイムリーに実践できるよう、経営戦略会を設け常に情報の共有化を図っております。経営戦略会については、取締役を含む、代表取締役社長・本部長等で構成され、経営の意思決定がより迅速に行われることを目的として毎月の中旬に開催され、月次決算の報告確認等の事項を審議しております。

監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識のもと監査役会規程並びに監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等を立案し、取締役の職務執行全般に亘って監査を行うため、取締役会に出席するほか、常勤監査役は重要会議である経営戦略会にも常時出席しております。

当社は、会計監査人として、監査法人トーマツを選任しております。業務執行社員は川崎洋文及び南方得男であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2～3名、会計士補3～4名程度と5～7名のチーム編成にて監査にあたっております。なお、業務執行社員の勤続年数については兩名とも7年以内であるため記載を省略しております。内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携がコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるとの認識から、三者間での重要情報の共有に努めております。毎年、監査計画段階に加え、監査実施過程での協議も随時実施しております。監査法人トーマツ及び当社監査に関与する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。監査法人トーマツは、監査人としての独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社は、株主総会のビジュアル化を行っております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎の定期的な決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報(決算短信)、適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料などをIR資料としてホームページ( <a href="http://www.amita-net.co.jp/ir/">http://www.amita-net.co.jp/ir/</a> )に掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は財務部であります。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社員一人ひとりが、ステークホルダーの立場の尊重し、企業理念に基づいた行動をすることを目的に、「アマタ行動規範」「コンプライアンスガイドライン」「IRポリシー」などを策定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社及び当社グループの環境保全活動及びCSR活動は、企業理念に基づいた当社グループの事業そのものです。すべてのステークホルダーの期待に応えうる企業グループを目指し、持続可能社会の構築と、より広義な社会的責務を果たすことを目的とし、以下の事業活動を行っております。</p> <p>(1)地上資源事業:企業の製造過程などから発生する廃棄物等の発生品を、当社はお預かりしたものを100%再資源化しています。焼却・埋め立てを行わず、天然資源の代替となる地上資源として再生させています。発生品は火も水も使わず、二次的な発生品も出さないという事業プロセス上の環境負荷低減を基本としています。</p> <p>(2)環境ソリューション事業:企業や行政が抱える様々な環境に関する課題について、情報提供、情報管理、業務管理、コンサルテーション、調査・研究等を行います。中でも自然産業に係る、生物多様性の再生、食品リスクに関するコンサルティングは現場に立脚した独自のソリューションを提供しています。また、森林が環境的に適正に管理されていることを認証する森林管理認証と流過程を認証するFSC・COC認証審査機関として、資源・環境・社会に配慮して営まれる持続可能な漁業管理認証と流過程を認証するMSC・COC認証審査機関として、それぞれ事業を通じて自然資本と社会資本の保全と持続的管理を進めています。</p> <p>(3)自然産業創出事業:循環型の地域創出を目的とした森林酪農、森林の資産化、森林の施業管理、環境教育、農業、バイオガスプラント運営など、地域資源を発掘し、人材とともに事業の育成を進めています。</p> <p>詳しくは、当社ホームページ、サイトレポート、事業報告書をご参照願います。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンスガイドライン」「IRポリシー」により定めています。
その他	当社は国連グローバル・コンパクトに2002年度から参加し、人権、労働基準、環境、腐敗防止等、グローバル・コンパクト10原則に賛同し、事業活動を進めております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新

#### ◇基本的な考え方

当社及び当社グループは、「感じることしかできない『信頼』を形にして、『安心できる社会』を構築する」という基本理念と経営理念である「Our Mission」に則ったアマタ行動規範を制定し、アマタ企業文化の行動原則としております。内部統制についてはこのアマタ行動規範に基づき、適正な業務執行体制を整備する社内規程を整備し稟議制度を運用して、社内における統制ならびに牽制機能を保持するように努めております。

#### ◇整備状況

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備について、以下のとおり決議しております。

##### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社ならびに当社グループ会社の役員及び従業員を含めた「アマタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」及び「コンプライアンス規程」を定め、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図るとともに高い道徳観・倫理観を持ち良識に従った活動を行う。

(2)この実現のため、代表取締役社長、コンプライアンス担当役員、法務担当部署等により構成されるコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当役員によるコンプライアンス監査を実施し、全社のコンプライアンス体制の状況把握に努め、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。

(3)「コンプライアンス規程」に基づき、法令違反その他のコンプライアンスに関する疑義のある行為について、従業員が直接情報提供を行なう手段として、社外の弁護士またはコンプライアンス担当役員または法務担当部署を情報受領者とする内部通報窓口を設けるとともに、当該者には「公益通報者保護規程」に沿った対応をとるものとする。

##### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき記録し、保存・管理する。記録は「文書管理規程」に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)コンプライアンス、災害、事業、情報セキュリティ等に係る個々のリスクについては、それぞれの主管部署を定め、適切に規程・ガイドラインの制定、教育等を行い、リスク管理体制を構築する。法務担当部署は、これらを横断的に推進管理する。

(2)不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長またはその指名する者を本部長とする経営危機対策本部を設置して迅速な対応を行ない、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

##### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会については「取締役会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行なう。

(2)取締役会で決議すべき重要事項に関する基本方針、経営戦略の立案と執行の事前審議については、「経営戦略会規程」を定め、取締役を含む、社長、本部長等によって構成される経営戦略会における審議を経て取締役会にて決定する。経営戦略会は、月1回これを開催することを原則とする。

(3)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任範囲と執行手続の詳細について定める。

(4)取締役会で定めた年度予算を、全社的な目標とする。取締役会及び経営戦略会等において定期的に進捗状況を報告し、改善策を検討し、具体的対策を実行する。

##### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループ会社すべてに適用する行動指針としての「アマタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」を各子会社においても運用し、コンプライアンス体制を整備する。法務担当部署は、これを横断的に推進する。

(2)グループ経営戦略会等において定期的に進捗状況を報告し、改善策を検討し、具体的対策を実行する。

(3)各グループ会社は「関係会社管理規程」及び「組織規程」に従う。これらに基づき、管理担当部署は各グループ会社の管理を行う。

##### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役が必要とした場合、監査役を補助する使用人(スタッフ)を設置する。

(2)監査役は使用人(スタッフ)の権限、責務及び待遇について必要と認められた事項を取締役に求め、当該使用人(スタッフ)の取締役からの独立性を保つものとする。

##### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。監査役は、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(2)内部監査部門は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合などは、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。

(3)監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べ、経営戦略会その他の重要な会議にも出席して重要事項の審議ないし報告状況を直接認識できることとする。

(4)代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行なう。

#### ◇反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、ホームページに掲載し社外に宣言するとともに、社内メール等において繰り返し伝達することで全社的な意識の統一を図っております。

2. 法務担当部署は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する担当部署として、不当要求情報の収集・一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、不当要求対応マニュアルの整備、社員に対する研修活動を実施しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業経営や日常業務に関して法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断の参考とするため、必要に応じて専門的立場からの助言を受ける体制を持っております。

